

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

昭和三十年度に係る大阪事務所並びに東京事務所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百六十二号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る大阪事務所並びに東京事務所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年十二月二十七日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高

同 上 根 政 幸

監査箇所 執行年月日

大阪事務所 昭和三十一年十月二十二日監査

東京事務所 同 十月二十四日監査

東京事務所 昭和三十一年十月二十四日監査

監査委員 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

当所は、近年組織機構の改善或いは庁舎の最適地進出等によつてその存在が内外ともに認識され業務活動も活性化してきたことは、前回監査でふれたのであるが今回は特に国庫依存度の高い本県財政経済から中央官庁及び諸機関との連絡調整、並びに本庁各部署との相互連絡等諸般の行政事務の執行につき監査した。

その結果従来指摘した事項は逐次改善は正を加え、県政推進の最善線機関としその態勢を整え所長以下職員は、

強力に政諸府機関に対し本県の財政、経済 各般の諸問題の折衝を重ねその使命達成に努力していることを認めた。しかし本庁各部署の事務所活用及び職員の実態整備の問題等重要事項で県が措置すべきもの或いは所における業務の統制と記録整備特に事務処理の簡素効率化等につき更に一段と考慮を要するものがある。

なお次の点留意検討されたい。

一 事務所活用につき県の適切な措置が必要である。本件については、従来からしばしば指摘している事項であり、当所の運営上の難点であつたが最近「上京者連絡簿」を事務所並びに寮舎に備付け、上京者の用務経過、てん末等の所要事項を記入せしめ爾後の連絡或いは継続的折衝を容易ならしめているがその活用が充分期せられていない。

県はこの際上京者の事務所活用につき適切な措置を講ずるとともに財政効率の見地から上京用務の緩急適否、並びに出張規制等についても更に措置が必要である。

二 職員の充実整備につき更に考究すること。

職員の充実強化は逐年整備され本年五月行政機構の改革に伴つて新に次長制を設け、更に農林関係職員の充実が期せられ現在所長以下十五名であるがこの中実質的政府機関との連絡事務に携る職員は所長以下八名である。殊に最近行政的各種問題は、長期折衝段階移行しており職員は重要な事務分野を担当しているの単なる増員のみならず今後は質的役付職員の派遣等陣容の充実強化を期すべきである。

三 予算科目の簡素化と予算令達の適正、合理化につき考究措置すること。

所運営経費に苦慮し現状は本庁各部署に不足分を懇請しその確保に吸々としている。ために数多くの科目により配分をうけ出納事務は極めて繁雑であり且つ計画的予算執行は望み難く財政効率を阻害している実情である。財政当局は当所機能發揮に必要な諸経費につき適切な措置をするとともにその合理化を図るべきである。

四 経理出納その他事務の適正、効率化につき一層工夫努力すべきものがあるのでこの点遺憾なきを期されたい。

大阪事務所 昭和三十一年十月二十二日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

今回の監査は、本県産業振興の一環として京阪神地区における物産の斡旋、その他観光、職業斡旋等諸般に亘る業務がいかに推進されているかに重点をおき執行した。その結果最近事務機構の整備改善とともに業務活動も活潑化してきているが実質的には、県内産業の後進性からして特に産地における経営経済性に市場性にいどむ受託能力の確保、生産計画と組織的出荷体制の確立、及び生産技術改良等に対する諸問題、或いは商工団体等諸機関との提携による商工物資の県外仕入の協同化等、県民経済上極めて重要な諸問題が残されているが県はこれら根

本的問題を先決しなければ当所の機能を充分發揮し難いものがあるので、これらの点につき再検討を加え適切な措置を講ずべきである。

一 職員は所長以下十五名と他に職業部駐在職員一名であり庶務、商工、観光、農産、林産、畜産、職業の各部と神戸貿易事務所並びに三十一年度から大阪通商寮の運営管理に当り概ね円滑に運営しているものと認められた。

二 海外貿易品の販路につき極めて一部の商品を除いては本県における生産が量的に乏しく或いは単に見本製品に終り折角の引合時には、倒産しているもの等中小企業の弱体を示す例が多くこの事実にかんがみ、県内中小企業の育成強化により生産基盤の確立を図るほか本県特有しかも恒久性ある商品の選定と、これが重点的生産指導によつて貿易品を販売軌道に乗せるよう県の強力な施策が必要である。

三 関西市場における農産物の斡旋状況を見ると三十年代四億四千余万円で前年度に比較し四千余万円増加し

多年の懸案であつた通勤寮は三十一年度において東淀川区塚本町に約五十名の収容可能なる建物を購入し、現在三五名の寮生を収容していたが施設特に外壁、天井の脱落、食堂の狭隘等種々改修を要する点があるので県は早期に対処し管理の万全を期することが望ましい。

五 出納経理その他事務の処理は概ね適切と認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

印	堯						
刷	行	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥
所	取	者	取	取	取	取	取
鳥	縣		縣	縣	縣	縣	縣
鳥	鳥		鳥	鳥	鳥	鳥	鳥
鳥	取		取	取	取	取	取
取	市		市	市	市	市	市
縣	東		東	東	東	東	東
印	町		町	町	町	町	町
刷							
新							
縣							

